

## とよはしハグっこロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「とよはしハグっこ」に係るロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 ロゴマークは、豊橋市(以下「市」という。)において、子どもたちを地域全体で育む意識が共有される社会の実現に向けて、社会全体で子育てを応援する気持ちを醸成することを目的として使用するものとする。

### (使用の目的)

第3条 ロゴマークの使用方法は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できる。

- (1) 子ども子育て支援に関するイベント等に係る印刷物、ホームページ等において使用する場合
- (2) 企業、団体がとよはしハグっこの趣旨に賛同し、子育て支援に積極的に取り組む姿勢を示すための印刷物、ホームページ等において使用する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他市が必要と認める場合

### (使用できる者)

第4条 ロゴマークは、営利・非営利を問わず使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 豊橋の品位を傷つける又はそのおそれのある場合
- (2) 自己の商標意匠とする等、独占的に使用する又はそのおそれのある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある場合
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党、又は宗教団体が市の支援又は公認を受けている誤解を与える又はそのおそれのある場合
- (5) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第6条に基づき、必要な措置を講じるべきであると市が判断した場合
- (6) 企業・団体等が提供する商品、サービス、その他の企業・団体等の活動の内容を保証するもの又は保証すると認識させるものとして使用した又はそのおそれのある場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市長が認めるとき

### (報告)

第5条 ロゴマークを使用した者(以下、「使用者」という。)は、使用後に遅滞なくとよはしハグっこロゴマーク使用報告書(別紙様式)、及び使用物品等の現物、写真又はそれらの写しを豊橋市こども未来部子育て支援課に、電子メール又はFAXで提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。

(使用の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(1) 第4条又は第6条に定める事項を遵守しなかった場合

(2) 使用報告書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(ロゴマークに関わる権利)

第9条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

〈とよはしハグっこロゴマーク使用報告書〉

報告日： 年 月 日

記載事項	記載欄
団体名	
住所	
担当者	
(1) 所属	
(2) 氏名	
連絡先	
(1) 電話	
(2) F A X	
(3) メールアドレス	
使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用物 ※ポスター、パンフレット等の使用 物品等の現物、写真又はそれらの 写しを提出してください。 ※ホームページに掲載する場合にはURLを記載してください。	